

空き家購入に対する補助金の交付 (音更町空き家活用定住促進事業補助金)

町は、音更町空き家等対策計画に基づき空き家を活用して、移住・定住の促進を図るとともに、子育て世帯等の居住の安定を図るため、居住する目的で空き家を購入する人に費用の一部を補助します。

1 補助の対象

補助の対象となる空き家

- ・ 最近6ヶ月間以上使用していない空き家とその敷地

補助対象者

- ① 空き家を購入しその空き家又は建替え後の住宅に入居するもの
- ② 居住している市町村における市町村税（国民健康保険を除く。）を滞納していないこと
- ③ 暴力団員でないこと
- ④ 入居後に町内会に加入するもの
- ⑤ 過去にこの補助金の交付を受けていないこと

2 補助金の額

購入費の1/3（上限50万円） ※1,000円未満は切捨て

子育て世帯等(※1)の場合	10万円加算
転入世帯(※2)の場合	10万円加算

(※1) ・ 18歳以下の子を扶養する親子のみで構成される世帯

- ・ 妊婦、妊婦及び配偶者（内縁関係も含む。）、又は妊婦を含む親子で構成される世帯
- ・ 配偶者を得てから5年以内で満50歳未満の夫婦のみで構成される世帯

(※2) 町外から転入する者のみで構成される世帯（売買契約締結の日前1年以内に音更町民であった場合を除く。）

3 補助金の交付申請

次の書類を提出してください。

- ・ 補助金等交付申請書
- ・ 住民票（世帯全員分）の写し
- ・ 町税納入状況等調査同意書
- ・ 居住している市町村の納税証明書（町外在住の場合）
- ・ 空家の売買に係る契約書の写し又は、売買金額のわかる書類

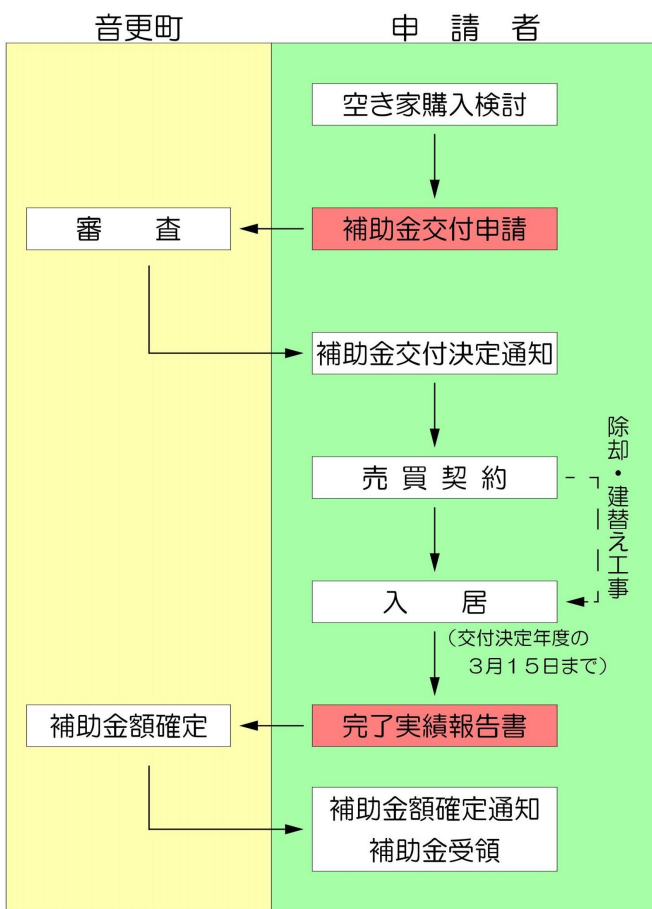
4 完了実績報告

購入した空き家又は建替え後の住宅へ入居した時は、次の書類を提出してください。

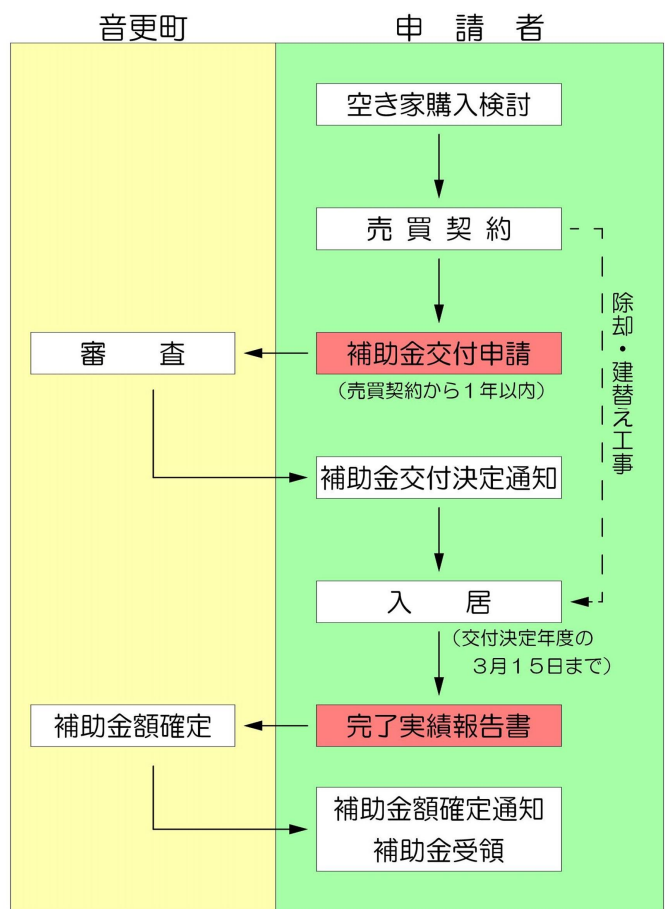
- ・ 補助事業等実績報告書
- ・ 購入した空き家（建替えの場合は建替え後の住宅）の写真
- ・ 土地・建物の登記事項証明書の写し
- ・ 空き家の売買に係る領収書の写し
- ・ 町内会への加入が確認できるもの

5 補助手続きの流れ

売買契約前の申請の場合



売買契約後の申請の場合



※売買契約から1年以内であれば
入居後に申請することもできます。

6 補助制度における注意事項

空き家の売買契約前、又は契約の日から1年以内に申請してください

購入した空き家又は建替後の住宅に入居した後に申請することも可能ですが、空き家の売買契約の日から1年以内に補助金の交付申請を行ってください。提出していただいた申請書等を審査し、要件に適合していることを確認した後、補助金交付決定通知書を送付します。

交付決定を受けた年度の3月15日までに入居してください

交付決定のあった日の属する年度の3月15日までに購入した空き家又は建替え後の住宅に入居し、完了実績報告書を提出してください。

交付決定の取消し

次のような場合は補助金の交付決定を取り消すことがあります。また、既に補助金が交付されている時は返還していただきます。

- ・虚偽の申請により不正な交付決定を受けたとき
- ・購入した空き家（建替えの場合は建替え後の住宅）に入居しないとき

お問い合わせ先

音更町建設部建築住宅課

〒080-0198 音更町元町2番地

TEL： 42-2111 FAX： 42-2142

メールアドレス： kenchikujyuutakuka@town.otofuke.hokkaido.jp

ホームページ： <http://www.town.otofuke.hokkaido.jp/>
